

＜介護給付費算定に係る体制等に関する届出について＞

介護給付費算定に係る体制（介護報酬加算等）に関する情報は、居宅サービス計画・介護予防サービス計画の作成や介護報酬の審査・支払いの際に必要な情報であり、これらの適用を受け介護報酬を算定するためには、事前の届出が必要となります。

茨木市への届出方法は、**郵送**とします。15日が締切日の場合は15日必着です。
 締切日が土日祝の場合は前日の平日に繰り上げ前倒しとなります。（当日消印は不可）

※来庁を希望される場合は、お電話にて日時の予約をお願いします。TEL：072-620-1809

○ サービス別の届出窓口等

サービス種別		算定期間	届出先
訪問介護・訪問介護相当サービス		<ul style="list-style-type: none"> ● 届出が毎月15日以前になされた場合には、翌月から ● 16日以降になされた場合には翌々月から 	茨木市福祉指導監査課 指導監査係
(介護予防) 訪問入浴介護			
(介護予防) 訪問看護	※「緊急時(介護予防)訪問看護加算」のみ		
(介護予防) 訪問リハビリテーション		<ul style="list-style-type: none"> ● 届出が毎月15日以前になされた場合には、翌月から ● 16日以降になされた場合には翌々月から 	茨木市福祉指導監査課 指導監査係
通所介護・通所介護相当サービス			
(介護予防) 通所リハビリテーション	病院・診療所		
(介護予防) 通所リハビリテーション	介護老人保健施設 (みなし事業所)	<ul style="list-style-type: none"> ● 届出が毎月15日以前になされた場合には、翌月から ● 16日以降になされた場合には翌々月から 	大阪府福祉部高齢介護室 介護事業者課 施設指導グループ 06-6944-7106
居宅介護支援		<ul style="list-style-type: none"> ● 届出が毎月15日以前になされた場合には、翌月から ● 16日以降になされた場合には翌々月から 	茨木市福祉指導監査課 指導監査係
(介護予防) 特定施設入居者生活介護		<ul style="list-style-type: none"> ● 届出を受理した日が属する月の翌月から (届出を受理した日が月の初日である場合は当該月から) 	茨木市福祉指導監査課 指導監査係
(介護予防) 短期入所生活介護	単独型 特養以外の併設型		茨木市福祉指導監査課 指導監査係
	特別養護老人ホーム 併設型 ※		
(介護予防) 短期入所療養介護	介護老人保健施設 介護療養型医療施設 (みなし事業所)		大阪府福祉部高齢介護室 介護事業者課 施設指導グループ 06-6944-7106
	その他	茨木市福祉指導監査課 指導監査係	

届出先：〒567-8505 (住所記載不要)

茨木市 福祉指導監査課 指導監査係

(電話：072-620-1809)